

ページ 【最終案 本冊】	項 目	変更前（素案）	変更後の修正内容（文言）等（最終案）
10	第1章 地域を取り巻く現 状と課題 各種統計データ	—	各種統計データを図表にして掲載しました。
37	第1章 改定に当たっての 視点 4段落目	—	「また、子育て世帯や複数の福祉的な課題を有する世帯、支援を拒否する世帯などが地域から孤立していることも課題となっています。このような世帯は、生活に問題があっても、どこにも相談できず、あるいは相談せずに問題が深刻になってから表面化することがあります。」を挿入しました。
39	第2章 基本理念	「自治・協働により自立を実現し、地域の福祉力を活かし、育む」	「自治・協働により自立の実現を支援し、優しさがあふれるまちをつくる」に改めました。
39	第2章 基本理念 6段落目	—	「さらに、これまで培われた地域の福祉力を礎として、困難を抱える人々を包み支え合うという考えや想いを形にし、次代に引き継いでいき、「優しさがあふれるまちづくり」が広がっていくことを目指すものです。」を挿入しました。
39	第2章 基本理念 4段落目	—	「また、多くの市民の方に基本理念をはじめ、本指針の目指す内容を知っていただけるよう、周知・啓発を広く行うことといたします。」を挿入しました。

ページ 【最終案 本冊】	項 目	変更前（素案）	変更後の修正内容（文言）等（最終案）
39	第2章 基本理念 4段落目の下部	—	<p>「※本指針では、「自治・自立・協働」についての考え方を次のように表します。</p> <p>◇住民が主体的に活動に取り組むことを通して、住民「自治」の機能を更に高めます。</p> <p>◇一人ひとりが地域の中で自己決定できる「自立」した生活の実現を支援します。</p> <p>◇自治推進のサービス機関である行政や公共的団体が密接に連携する「協働」の取組の一層の展開を図っていきます。」</p> <p>→自治・自立・協働を説明する注釈を挿入しました。</p>
40	第2章 基本理念・ 重点目標と施策の 柱の構成	—	指針の全体内容を分かりやすくするよう新たに「構成図」を挿入しました。
41	第2章 重点目標を推進する 施策の体系と柱	—	指針全体の構成を分かりやすくするよう、3つの体系を立てたうえで、それぞれに対応する施策項目を集約しました。
41	第2章 重点目標を推進する 施策の体系と柱	「重点目標を推進する施策の方向」において、3つの方向性を記載	「重点目標を推進する施策の体系と柱」とし、体系1～3の説明に置き換えました。

ページ 【最終案 本冊】	項 目	変更前（素案）	変更後の修正内容（文言）等（最終案）
42～43	第2章 重点目標を推進する 施策の体系と柱	<p>施策の柱に掲げる項目を以下の名称・順番で構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワークの強化・推進 ○支援が必要な人の早期発見に向けた仕組みの強化 ○住民の権利保障の推進 ○ネットワーク構築の促進 ○福祉事務所と区社会福祉協議会との更なる連携強化 	<p>施策の体系1に掲げる項目を以下の名称・順番で再構成しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民の権利擁護の推進 ②福祉事務所と区社会福祉協議会との更なる連携強化 ③支援が必要な人の早期発見に向けた仕組みの強化 ④関係機関のネットワークと課題解決に向けた仕組みの構築 ⑤コミュニティソーシャルワークの強化・推進
42	第2章 重点目標を推進する 施策の体系と柱	—	<p>【参考】として、施策項目中に掲載している文言の補足説明を付記しました（以降の頁にも複数箇所掲載）。</p>
42	第2章 重点目標を推進する 施策の体系と柱 「支援が必要な人の 早期発見に向けた 仕組みの強化」 3段落目	—	<p>「さらに、「～地域で支える～すくすく子育て応援事業」の実施区を順次拡大させ、赤ちゃんの誕生した家庭に地域の子育て応援者が訪問し、子育て支援情報の提供や、子育て相談を実施し、地域の子育てサロン等への参加を促します。また、子ども支援センター等の行政機関と子育て応援者が密接に連携することにより、行政の持つ各種施策を活用しやすくすることを通じて、児童虐待の未然防止・早期発見を図っていきます。」 を挿入しました。</p>

ページ 【最終案 本冊】	項 目	変更前（素案）	変更後の修正内容（文言）等（最終案）
43	第2章 重点目標を推進する施策の体系と柱 体系1 「コミュニティソーシャルワークの強化・推進」	地域生活支援を行う福祉専門職である、「コミュニティソーシャルワーカー（本市では、「生活支援専門員」といいます。）」	「行政等の関係機関との連携・調整や地域住民との協働の核となる、「地域あんしん支援員」とし、より地域にわかりやすく、受け入れられやすいものとなるよう専門職の名称を変更しました。
45	第2章 重点目標を推進する施策の体系と柱 体系1 「コミュニティソーシャルワークの強化・推進」	—	「支援員による想定事例への対応について（イメージ図）」を挿入しました。
46	第2章 重点目標を推進する施策の体系と柱	<p>施策の柱に掲げる項目を以下の名称・順番で構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における福祉のまちづくりへの取組支援 ○共同住宅に住まわれている世帯と地域との橋渡し ○地域福祉活動をされている方々の出会いとノウハウ共有の仕組みづくり ○地域福祉活動の担い手の育成支援 ○京都ならではの大学と地域の協働による地域福祉活動の展開 	<p>施策の体系2に掲げる項目を以下の名称・順番で再構成しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥地域における福祉のまちづくりへの取組支援 ⑦地域福祉活動の担い手の育成支援 ⑧地域福祉活動をされている方々の出会いとノウハウ共有の仕組みづくり ⑨共同住宅に住まわれている世帯と地域との橋渡し ⑩京都ならではの大学と地域の協働による地域福祉活動の展開

ページ 【最終案 本冊】	項 目	変更前（素案）	変更後の修正内容（文言）等（最終案）
48	第2章 重点目標を推進する施策の体系と柱 ⑥地域における福祉のまちづくりへの取組支援	—	「さらには、地域団体が拠点として利用できる場所の確保も重要であることから、社会福祉施設等による先進的な取組事例を収集し、関係施設に提供することをはじめ、効果的な支援を進めます。」を挿入しました。
48	第2章 重点目標を推進する施策の体系と柱	施策の柱に掲げる項目を以下の名称・順番で構成 ○福祉防災の取組の全学区実施支援 ○福祉避難所の設置拡大と災害時における円滑な運営の確保 ○地域における見守り活動促進事業を通じた要援護者情報の継続把握 ○区災害ボランティアセンターの運営体制の強化	施策の体系3に掲げる項目を以下の名称・順番で再構成しました。 ①福祉避難所の設置拡大と災害時における円滑な運営の確保 ②地域における見守り活動促進事業を通じた要配慮者情報の継続把握 ③福祉的視点からの防災・減災の取組の全学区実施支援 ④区災害ボランティアセンターの運営体制の支援
48	第2章 重点目標を推進する施策の体系と柱 体系3 要配慮者を守る災害に強い福祉のコミュニティづくり	（重点目標を推進する施策の方向において）「要援護者」	配慮や支援が必要とする意味を幅広く表す「要配慮者」に改めました。

ページ 【最終案 本冊】	項 目	変更前（素案）	変更後の修正内容（文言）等（最終案）
54	第3章 他計画との関係	—	『「京・地域福祉推進指針 2014」の位置付けと各計画との関連イメージ図』 イメージ図中に「京都市ユースアクションプラン」を挿入しました。
55～57	第4章	—	用語解説を追加しました。